

大阪市告示第 1089 号

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定による指定養育医療機関から、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 13 条の規定による指定辞退の申出を受理したので、大阪市母子保健法施行細則（昭和 41 年大阪市規則第 57 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

大阪市長 横 山 英 幸

①名称 ②所在地 ③開設者 ④指定辞退年月日

①公益財団法人日本生命済生会日本生命病院

②大阪市西区江之子島 2 丁目 1 番 54 号

③公益財団法人日本生命済生会日本生命病院 理事長 三木 章平

④令和 8 年 6 月 22 日

（健康局保健所管理課）